

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日  
の翌日  
に当  
そ)

## 目次

◇公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則  
鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

## 公安委員会規則

### 鳥取県公安委員会規則第一号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則 (昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号) の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

立川警察官派出所	立川町二丁目	立川町一、二、三、四、五丁目、吉方町、大工町頭、大榎町、御弓町、卯垣の一部 (旧連隊前)、岩倉の一部 (旧連隊前)
立川警察官派出所	立川町二丁目	立川町一、二、三、四、五丁目 (通称旭町を除く。)、吉方町一、二丁目、大工町頭、大榎町、御弓町
若桜橋	若桜橋	若桜橋
若桜橋	若桜橋	若桜橋
駅前	駅前	駅前
駅前	駅前	駅前
茶町	茶町	茶町
茶町	茶町	茶町

を

に

を

瓦町 "	駅前 "	若様橋 "	鳥取市緑町警察官 駐在所	湯所 "	
瓦町	鳥取駅構内	藪片原町	卯垣	湯所町	
瓦町、今町二丁目、梶川町、西品治の一部(通称千代町)、行徳、古市の一部(通称古市新道)	東品治町、今町二丁目、川外大工町、富安	藪片原町、南本寺町、川端一、二、三、四丁目、新町、元魚町一、二、三丁目、職人町、桶屋町、二階町一、二、三、四丁目	的場、宮長、大覚寺、数津、叶、吉成、古市の一部(通称古市新道及び棒鼻の一部を除く。)、富安の一部(通称棒鼻の一部を除く。)	鹿野町、材木町、玄好町、大森町、葉師町、川下町、丹後片原町、湯所一、二丁目、片原五丁目	(通称松並町、千代町を除く。)

吉岡温泉町 "	吉岡温泉町 "	吉岡温泉町 "	鳥取市緑町警察官 駐在所	湯所 "	茶町 "
吉岡温泉町	吉岡温泉町	吉岡温泉町	卯垣	湯所町	茶町
吉岡温泉町、洞谷、長柄、矢矯、妙徳寺、瀬田蔵、双六原、金沢、大畑、松原、六反田、福井	吉岡温泉町、洞谷、長柄、矢矯、妙徳寺、瀬田蔵、双六原、金沢、大畑	吉岡温泉町、洞谷、長柄、矢矯、妙徳寺、瀬田蔵、双六原、金沢、大畑	的場、宮長、大覚寺、数津、叶、吉成、古市(通称古市新道を除く。)	鹿野町、材木町、玄好町、湯所町一、二丁目、片原五丁目、相生町一、二、三、四丁目、田島(田島一区、田島二区及び通称松並町を除く。)	三軒屋、下魚町、四丁目尻、魚町尻茶町、新品治町、南町、寿町、田島の一部(田島一区及び田島二区)、西品治(通称松並町及び千代町を除く。)

<p>“中河原” “ ”</p>	<p>“中河原” “ ”</p>	<p>国府町宮下 “ ”</p>	<p>“正蓮寺” “ ”</p>	<p>国府町宮下 “ ”</p>	<p>“正蓮寺” “ ”</p>
<p>“大字中河原”</p>	<p>“大字中河原”</p>	<p>国府町大字宮下</p>	<p>“正蓮寺”</p>	<p>国府町大字宮下</p>	<p>“正蓮寺”</p>
<p>原、殿、山崎、神護、荒船、上荒船、 “大字上地、新井、吉野、松尾、中河</p>	<p>原、殿、山崎、神護、荒船、上荒船、 拾石、楠城、木原、雨滝、石井谷、大 石、栃本</p>	<p>国府町のうち 大字庁、奥谷、法花寺、中郷、安田、 宮ノ下、国分寺、三代寺、町屋、美敷、 鳥取市岩倉の一部（通称稲葉ヶ丘）</p>	<p>雲山、桜谷、正蓮寺、大杓、東今在家、 久末、越路、東大路、中大路、西大路、 美和、古郡家、新</p>	<p>国府町のうち 大字庁、奥谷、法花寺、中郷、安田、 宮ノ下、国分寺、三代寺、町屋、美敷</p>	<p>雲山、桜谷、正蓮寺、大杓、東今在 家、久末、越路、東大路、中大路、西 大路、美和、古郡家、</p>
を に を					

<p>“中井” “ ”</p>	<p>“中井” “ ”</p>	<p>“殿” “ ”</p>	<p>“殿” “ ”</p>	<p>署 詰 郡家町大字郡家</p>	<p>署 詰 郡家町大字郡家</p>	<p>改め、同表鳥取県警察署の項中</p>
<p>“大字中井”</p>	<p>“大字中井”</p>	<p>“大字殿”</p>	<p>“大字殿”</p>	<p>郡家町のうち 大字下坂、宮谷、奥谷、稲荷、郡家、 福本、下門尾、門尾、井古、福宜谷</p>	<p>郡家町のうち 大字下坂、宮谷、奥谷、稲荷、郡家、 福本、下門尾、門尾、井古</p>	<p>拾石、楠城、木原、雨滝、石井谷、大 石、栃本、下木原、菅野</p>
<p>“大字中井、本鹿、牛戸、神馬、小河 内、湯谷、小畑、弓河内、北村</p>	<p>“大字中井、本鹿、牛戸、神馬、小河 内、湯谷、小畑、弓河内、北</p>	<p>“大字西御門、市谷、殿、大門、花</p>	<p>“大字西御門、市谷、殿、大門</p>	<p>郡家町のうち 大字下坂、宮谷、奥谷、稲荷、郡家、 福本、下門尾、門尾、井古、福宜谷</p>	<p>郡家町のうち 大字下坂、宮谷、奥谷、稲荷、郡家、 福本、下門尾、門尾、井古</p>	<p>拾石、楠城、木原、雨滝、石井谷、大 石、栃本、下木原、菅野</p>
に を に を に を に						

改め、同表鳥取県智頭警察署の項中

智頭町野原警察官 駐在所	〃 大字野原	〃 大字早瀬、大屋、野原、真鹿野、奥本、西字塚、東字塚、大背、栃本、河津原
-----------------	--------	---------------------------------------

智頭町野原警察官 駐在所	〃 大字野原	〃 大字早瀬、大屋、野原、真鹿野、奥本、西字塚、東字塚、大背、河津原
-----------------	--------	------------------------------------

改め、同表鳥取県倉吉警察署の項中

住吉町警察官派出所	倉吉市住吉町	倉吉市のうち 円谷、米田、下田中、駄経寺、住吉町、湊町、東町、巖城、宮川町、荒神町、堺町一、二丁目
-----------	--------	--

駅前	〃 明治町	〃 明治町、研屋町、大正町、新町一、二、三丁目、葵町、魚町、仲ノ町、東仲町
----	-------	---------------------------------------

福吉町	〃 福吉町	〃 福吉町、福吉町二丁目、西岩倉町、東岩倉町、西町、西仲町、瀬崎町、越中町
-----	-------	---------------------------------------

西倉吉町	〃 西倉吉町	〃 越殿町、広瀬町、鍛冶町一、二丁目、余戸谷町、河原町、福守、西倉吉町
------	--------	-------------------------------------

を に を

倉吉市中河原警察官駐在所

〃 中河原

〃 生田、北野、富海、下大江、中河原、小鴨、東鴨、大宮、岩倉、菅原

住吉町警察官派出所

倉吉市住吉町

倉吉市のうち

円谷、米田、下田中、駄経寺、住吉町、湊町、東町、巖城、宮川町、宮川町二丁目、荒神町、堺町一、二、三丁目、昭和町

駅前

〃 明治町

〃 明治町、研屋町、大正町、新町一、二、三丁目、葵町、魚町、仲ノ町、東仲町、明治町二丁目、大正町二丁目

福吉町

〃 福吉町

〃 福吉町、西岩倉町、東岩倉町、西町、西仲町、瀬崎町、越中町、旭町、金森町、福吉町二丁目

西倉吉町

〃 西倉吉町

〃 越殿町、広瀬町、鍛冶町一、二丁目、余戸谷町、河原町、福守、西倉吉町、八幡町

倉吉市中河原警察官駐在所

〃 中河原

〃 生田、北野、富海、下大江、中河原、小鴨、東鴨、大宮、岩倉、菅原、丸山町

上井警察官派出所

倉吉市上井

倉吉市のうち  
伊木、山根、八屋、下余戸、上余戸、

を に

中山町田中 "	中山町大字田中	中山町のうち 大字赤坂、下甲、御崎、田中、栄田、 潮音寺、石井垣、樋口、八重、束積、 羽田井、退休寺	"松崎 "	"大字松崎	"大字松崎、中興寺、久見、田畑、引 旭 地、別所、小鹿谷、方面、高辻、国信、	"松崎 "	"大字松崎	"大字松崎、中興寺、久見、田畑、引 川上 地、別所、小鹿谷、方面、高辻、国信、	上井警察官派出所	倉吉市上井	倉吉市のうち 伊木、山根、八屋、下余戸、上余戸、 大原、栗尾、上井、海田、福庭、清谷、 穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下 古川、古川沢、小田、大平町、上井町 一、二丁目			大原、栗尾、上井、海田、福庭、清谷、 穴窪、大塚、井手畑、中江、新田、下 古川、古川沢、小田
を		に		を		に		を						

改め、同表鳥取県八橋警察署の項中

中山町田中 "	中山町大字田中	中山町のうち 大字赤坂、下甲、御崎、田中、栄田、 潮音寺、石井垣、樋口、八重、束積、 羽田井、退休寺、豊成	米子市上新印 "	米子市上新印	米子市のうち 上新印、下新印、古豊千、高島、東八 幡、水浜、一部、赤井手	米子市上新印 "	米子市上新印	米子市のうち 上新印、下新印、豊田、十日市、高島、 東八幡、水浜、一部、和田、赤井手	改め、同表鳥取県米子警寝署の項中
を		に		を		に			

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四課」を「五課」に、「教養課」を「教養課 監察課」に改める。

第五条中第五号から第十号までを削り、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、第十一号を第六号とし、以下五号ずつ繰り上げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 服務に関すること。

第六条の次に次の一条を加える。

（監察課の所掌事務）

第六条の二 監察課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 監察に関すること。
- 二 表彰及び懲戒に関すること。
- 三 所管行政に関する企画及び調査に関すること。
- 四 法令案の審査に関すること。
- 五 事務の合理化に関すること。
- 六 電子計算組織関係資料の送受信に関すること。

第十九条第二項を次のように改める。

2 監察官は、上司の命を受け、監察に関する特令事項を分担する。

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

別表 定員配置表

職員別 課署別	警 察 官					一般職員	
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査		
秘書課	1	1	1		1	4	12
会計課	1	1				2	16
警務課	2		1			3	23
教養課	1	2	1	2		6	5
監察課	1	2	1			4	3
捜査課	3	6	9	11		29	8
防犯課	1	2	3	2		8	7
鑑識課	1	1	1	1		4	16
警備課	2	3	7	15		27	5
外勤課	1	2	2	3		8	2
交通第一課	1	4	4	4	10	23	3
交通第二課	1	2	3	3		9	17
機動隊		1	1	2	14	18	
警察学校	1	2	2	1	40	46	6
小計	17	29	36	44	65	191	123
岩井署	1	1	2	4	14	22	3
鳥取署	1	5	15	25	97	143	10
郡家署	1	2	4	8	29	44	7
智頭署	1	1	2	4	15	23	3
浜村署	1	1	3	5	17	27	3
倉吉署	2	4	8	16	61	91	14
八橋署	1	1	4	6	24	36	4
米子署	1	5	14	26	105	151	17
境港署	1	3	5	7	28	44	10
溝口署	1	1	2	4	14	22	3
黒坂署	1	1	2	4	18	26	3
小計	12	25	61	109	422	629	77
合計	29	54	97	153	487	820	200

附 則

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県公安委員会規則第三号  
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十二年三月二十四日

鳥取県公安委員会委員長

住 辰 蔵

警察職員の配分に関する規則の一部を改正する規則  
警察職員の定員の配分に関する規則（昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。